

## 第78号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）  
の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同条第2項中「当該年」  
を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の令和2年度において使用することができる年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の第13条の規定にかかわらず、この条例による改正前の第13条の規定により令和2年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数）に5日（この条例による改正後の第13条第1項および第2項に掲げる職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し区長が定める日数）を加えた日数とする。

(説明) 職員の年次有給休暇を年度単位で付与する必要がある。